**大阪府域（大阪市、堺市、吹田市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市を除く）で**

**◆簡易宿所営業を始めようとお考えの方へ◆**

**◆簡易宿所の営業を始める前に**

* 旅館業法に基づく許可には、構造設備などにより、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業など営業の種類があり、簡易宿所営業は、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設で、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」をいいます。
* 簡易宿所営業は、旅館業法等に定められた基準を満たす施設でのみ営業が認められます。営業者は、営業開始前に旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可を取得する必要があり、旅館業を営む事業者としての義務が課せられます。

・ このチラシでは、簡易宿所営業を始めるにあたって必要なことについて説明しています。

* 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合（民泊サービス）であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合には、旅館業法に基づく許可、国家戦略特別区域法に基づく特定認定、又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行う必要があります。
* **大阪市、堺市、吹田市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市で営業をお考えの方はそれぞれの保健所にご相談ください。**

**◆簡易宿所営業の申請前に、以下の項目について確認をお願いいたします。**

**○旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可基準**

**【構造設備基準について】**

□ 客室の面積について、必要な基準を満たす必要があります。宿泊者の定員によって必要な面積が異なり ますので、具体的な図面を持って保健所窓口にてご相談ください。 《施行令第1条》

□ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を設ける必要があります。 《施行令第1条》

□ 宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること、あるいは施設に近接して公衆浴場等がある必要があります。《施行令第1条》

□ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有する必要があります。《施行令第1条》

□ 適当な数の便所を有する必要があります。《施行令第1条》

□ ねずみ・衛生害虫等の侵入を防止するために必要な防除設備を設ける必要があります。《条例第8条》

□ 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造である必要があります。《条例第8条》

□ 施設の設置場所の周囲おおむね200ｍ区域内に学校、児童福祉施設、病院、診療所、公園等がある場合、当該地域は善良の風俗を保持すべき地域にあたり、構造設備基準が追加されます。《条例第8条》

**【その他必要な事項】**

* 宿泊者名簿を設ける必要があります。《法第６条》《施行規則第４条の２》《細則第７条》

その他、宿泊者の衛生に必要な措置を講じる必要があります。

**〇近隣住民とのトラブル防止のために実施が望ましい事項**

□ 営業開始前に近隣住民の方に説明や周知を行いましょう。

□ 緊急事態の発生や宿泊者・近隣住民からの苦情等に対し、早急に対応できる体制を整えておきましょう。

□ マンション等の共同住宅を使用する場合、賃貸借契約や管理規約に違反していないかを確認してください。

　※ 近隣住民とのトラブル防止のための方策については「民泊に関するガイドライン（旅館業法編）」にも記載していますのでご確認ください。

**〇旅館業法以外の他法令に係る規制について（詳細は各担当部局にお問い合わせください。）**

* 用途地域について

都市計画法・建築基準法上、旅館業の営業ができない地域があります。

施設所在地の市町村の担当部局で確認してください。

* 施設の建築基準法上の用途は「ホテル又は旅館」となります。

施設所在地を所管する建築基準法担当部局にご相談ください。

□ 建築基準法の建築確認について

□ 消防法令への適合について

簡易宿所の消防法上の用途は「ホテル・旅館・これに類するもの」に分類され、本用途に適合した消防用設備や防火対策設備を満たす必要があります。

　**ここに記載した以外にも他法令の規制に該当する場合がありますので、個別にご確認ください。**

旅館業法に基づく許可については、必ず事前に各保健所の衛生課までご相談ください。

（ご相談窓口）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健所等名称** | **電話** | **所管区域（書類提出先）** |
| 池田保健所 | 072-751-2990　 | 池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 茨木保健所　 | 072-620-6706　 | 茨木市、摂津市、島本町 |
| 守口保健所 | 06-6993-3134　 | 守口市、門真市 |
| 四條畷保健所　 | 072-878-4480　 | 大東市、四條畷市、交野市 |
| 藤井寺保健所　 | 072-952-6165　 | 松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市 |
| 富田林保健所　 | 0721-23-2682　 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 和泉保健所　 | 0725-41-1342　 | 和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町 |
| 岸和田保健所　 | 072-422-5683　 | 岸和田市、貝塚市 |
| 泉佐野保健所　 | 072-462-7982　 | 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |

大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例に基づく、いわゆる特区民泊の認定及び住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業届出については、大阪府 健康医療部 生活衛生室 環境衛生課 生活衛生グループ（TEL 06-6944-9910）までご相談ください。

なお、大阪府の所管地域は特区民泊が大阪市、堺市、吹田市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市を**除く**大阪府全域、住宅宿泊事業が大阪市、堺市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市を**除く**大阪府全域です。

（令和２年４月 第４版　大阪府 健康医療部 生活衛生室 環境衛生課 生活衛生グループ　作成）